

平成16年2月24日

各位

会社名 エリアリンク株式会社
コード 8914(東証マザーズ)
代表者 代表取締役社長 林 尚道
問合せ先 総務人事部長 石川忠司
TEL 03-5501-2215

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成16年2月24日開催の取締役会において、平成16年3月26日開催予定の当社第9回定時株主総会に下記のとおり商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を無償で割当て発行するものである。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 300株を総株数の上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全親会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

300個を上限とする(新株予約権1個当りの目的たる株式数は1株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使時に払込をなすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。1 株当たりの払込金額は新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし当該金額が新株予約権発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は新株予約権発行日の終値とする。

なお、時価を下回る払込金額で新株を発行する場合(新株予約権ならびに「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)施行前の商法第 280 条の 19 の規定に基づく新株引受権の行使を除く)は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、発行日後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が他社と株式交換又は株式移転を行い、完全親会社となる場合、当社は必要と認められる払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使期間

平成 18 年 3 月 27 日から平成 26 年 3 月 26 日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合はその前営業日とする。

(7) 権利行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約で、権利行使期間中の各年において権利行使できる新株予約権の個数の上限を定めることができるものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、諸般の事情を考慮の上、当社取締役会が特例として承認した場合を除く。

権利者が死亡した場合、権利者の相続人は当社と権利者との間で締結する新株予約権付与契約に定める一定の条件の下で新株予約権を相続するものとする。

その他の条件については、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と権利者との間で締結する新株予約権付与契約に定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

当社はいつでも、当社が取得し有する未行使の新株予約権を無償で償却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、権利行使の条件に該当しなくなったために新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(注) 上記内容については、平成 16 年 3 月 26 日開催予定の当社第 9 回定時株主総会において、「ストックオプションとしての新株予約権を発行する件」が承認可決することを条件といたします。

以 上